

第87回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち交付書面に記載しない事項)

- 事業報告
「会社の業務の適正を確保するための体制」
- 連結計算書類
「連結株主持分計算書」
「連結注記表」
- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

第87期

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

株式会社村田製作所

上記事項につきましては、法令及び当社定款16条第2項の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、これらは、監査報告の作成に際して監査等委員会及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、取締役会において以下のとおり定めております。これに基づき、内部統制システムの適切な整備・運用に努めております。なお、2023年3月17日開催の取締役会において、同年4月以降、リスク管理委員会をCSR統括委員会傘下から分離し、代表取締役直属の組織とすることを決議しております。

【会社の業務の適正を確保するための体制】

- 1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①複数の社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督機能を強化します。
 - ②内部統制システムの整備状況と運用状況を評価する委員会組織を設置し、内部統制システムの維持並びに継続的改善を図ります。
 - ③企業の社会的責任（CSR）を果たすため、コンプライアンス、環境等、CSRに関する活動を統括する委員会組織を設置し、当社及び子会社（以下、当社グループという）のCSR経営を継続的かつ計画的に推進します。
 - ④CSR活動の推進を担当する組織を設置します。当該組織は、CSRに関する委員会組織と連携し、CSRの社内への浸透と社外への一元的対応を行います。
 - ⑤取締役、執行役員及び従業員が法令及び定款に従い、より高い倫理観に基づいて事業活動を行うため、企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を制定し、周知徹底します。
 - ⑥コンプライアンス違反行為を早期発見・未然防止するため、通報受付窓口を社内・社外に設置するとともに、通報者に不利益が生じないよう措置を講じます。
 - ⑦反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等から不当な要求を受けた場合には金銭等による解決を図らないことを企業倫理規範・行動指針に明記し、当該規範・指針に基づき適切に対応します。
 - ⑧独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性を評価・モニタリングします。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役会等の議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る重要な文書は、所定の社内規定に基づき、保存し、取締役が適宜閲覧できるようにします。
 - ②文書の保存及び管理に関する基本的な事項を社内規定に定め、前号に掲げる文書を適切に保存及び管理します。
 - ③会社情報の適時開示の必要性及び開示内容を審議する会議体を設置し、会社情報を適時適切に開示します。
- 3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ①リスク管理に関する規定を定め、各業務機能を主管する部門がリスク管理を行います。
 - ②リスク管理に関する委員会組織を設置し、当該委員会組織において、当社グループのリスク管理体制及び運用状況の審議、当社グループの全社的なリスク案件についての対策の検討を行います。
 - ③各リスクの主管部門が年2回、当社グループが現在直面しているリスク、あるいは近い将来に予想されるリスクを抽出・評価し、対策を策定し、リスク管理に関する委員会組織はそれらの内容を審議し必要に応じて追加対策を指示します。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①中長期の方針、並びにこれに基づく単年度の方針、予算及び実行計画を策定し、それらの進捗管理及び達成状況の確認を行います。
 - ②執行役員制度を導入し、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と日常の業務執行とを区分することで、監督機能と業務執行機能を強化します。

- ③適正な意思決定を行うため、所定の社内規定に定めた事項に関する決裁は、稟議手続により関係する取締役、執行役員等の審議を経て行うこととします。
 - ④取締役会、代表取締役の意思決定を補佐する機関として、経営会議を設置します。
 - ⑤業務執行の状況に関する各種の情報を、定期的にあるいは随時、関係する取締役、執行役員及び従業員に提供し、共有する仕組みを構築します。
- 5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社グループにおいて、経営の基本理念としての社是を共有するとともに、社是の具現化に向けて制定された企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を周知徹底します。
 - ②当社グループにおいて、共通の意思決定に関する規定及び手続を定めます。これらに基づき子会社と、子会社の事業運営について協議し、また、当社グループの事業運営に関する各種情報を共有します。付議基準に合致した案件については、経営会議・取締役会に付議し、審議します。
 - ③当社の各業務機能を主管する部門は、当社グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう各業務の枠組み、処理手続、判断基準を定めるとともに、子会社に対し、必要に応じて適切な指導を行います。
 - ④内部監査部門は、当社グループにおける業務が法令、社内の規定等に基づいて、適正かつ効率的に行われていることを評価・モニタリングします。
 - ⑤子会社の取締役、執行役員及び従業員は、第2号乃至第4号に定める事項、その他職務の執行に関する事項を当社に報告することとします。
 - ⑥各子会社が、それぞれの事業内容・規模に応じて適切な内部統制システムを整備、運用するよう指導します。
- 6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項、及び当該従業員の業務執行取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会の職務を補助する部門を設置し、相当数の専任の従業員を配置します。
 - ②当該従業員は、業務執行取締役の指揮・命令を受けないこととします。また当該従業員の人事に関する事項について、業務執行取締役は監査等委員会と協議し、同意を得ることとします。
- 7) 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①業務執行取締役、執行役員及び従業員は、監査等委員会に対して、経営会議等の議事録・資料、当社グループの稟議書、業績等の定期報告文書を提出し、また、当社グループにおける企業倫理規範・行動指針に違反する恐れのある事実、リスク及びリスク管理の状況、内部通報の状況と通報内容、並びに外部公的機関等による監査の結果について報告します。
 - ②業務執行取締役、執行役員及び従業員は、監査等委員会に対して、当社グループの業務執行に関し、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、直ちに報告します。
 - ③子会社の役員、監査役及び従業員が、当社グループの業務執行に関し、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して報告します。
 - ④前各号のほか、業務執行取締役、執行役員及び従業員は、監査等委員会の求めがあるときは随時求められた文書等の提出あるいは報告を行います。
 - ⑤前各号について、報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしないこととします。

8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①業務執行取締役は監査等委員会が選定する監査等委員が重要会議に出席できる環境を整備します。
- ②業務執行取締役及び従業員は監査等委員会が毎年策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査が実施できるよう協力します。
- ③業務執行取締役及び従業員は、監査等委員会が弁護士、会計監査人に対し、意見聴取する際には、監査等委員会の求めに応じ、協力します。
- ④監査等委員の職務の執行について生ずる費用等については当社が負担します。
- ⑤業務執行取締役及び従業員は監査等委員会と会計監査人との連携に際し、監査等委員会の求めに応じ、協力します。
- ⑥内部監査部門は監査等委員会の求めに応じ、協力、連携します。
- ⑦代表取締役等は監査等委員会と情報交換に努めます。

【会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況】

1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会では、「取締役会規定」等の社内規定に基づき、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と取締役の職務執行に対する監督を行っています。
- ・「独立社外取締役選任基準」を定め、その基準に従って社外取締役を複数名選任し、各氏より、取締役会において専門的な見地と豊富な経験に基づいた意見をいただくとともに、活発な議論をいただいています。
- ・「内部統制管理委員会」を設置し、同委員会において内部統制システムの整備及び運用状況について評価・検討を行うとともに、その内容を取締役会へ定期的に報告しています。
- ・「コンプライアンス推進委員会」、「リスク管理委員会」、「環境委員会」、「気候変動対策委員会」、「社会・地域貢献委員会」、「健康安全推進委員会」を設置し、これらを統括する委員会として「CSR統括委員会」を設置しています。また、CSR活動の推進を担当する専任の組織を設置しています。
- ・「コンプライアンス・プログラム規定」「企業倫理規範・行動指針」等のコンプライアンス関連の規定類を整備し、各部門におけるコンプライアンス推進リーダーを選任すること等により、適切なコンプライアンス体制を維持継続し、さらなる充実に向けて活動しています。また、コンプライアンス推進委員会において、その活動状況等について定期的に取締役会へ報告しています。
- ・社内・社外に通報受付窓口を設置し、匿名・半匿名・実名で通報を受け付けています。通報の取扱いにあたっては、通報者が不利な取扱いを受けないよう制度化し、適切な対応に努めています。
- ・反社会的勢力への対応マニュアルを各事業所、関係会社へ配布しています。
- ・業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性について、同部門において第三者評価を実施することで、業務の透明性と実効性を向上させるべく取り組んでいます。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「文書保管・保存管理規定」等の社内規定に基づき、情報が適切に保管・保存される体制の構築に努めています。また、「情報セキュリティ基本方針」等を定め、従業員等への教育に注力し、適切な情報管理の徹底に努めています。
- ・重要な決定事項については、「情報開示委員会」を設置し、個別案件の開示の必要性及び開示内容を審議する体制を構築し、適時適切な開示の実現に努めています。

3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・「リスク管理基本規定」等の社内規定を整備するとともに、各業務機能を主管する部門ごとに定期的に全社的リスクの有無・内容等を調査・評価し、それらをリスク管理委員会に報告しています。リスク管理委員会は、報告を受けた個々のリスクについて、対応する施策を審議し、その後の施策の実施状況についても検証しています。

- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・中期構想（3ヵ年）を策定し、取締役会で定期的に進捗報告を行っています。年度方針は、取締役会で決議し、社内へ発表して共有しています。
 - ・執行役員制度を導入し、日常の業務執行は執行役員が行うことで、効率的な意思決定を図っています。
 - ・当社及び当社グループの意思決定について稟議制度を確立しており、この制度にのっとり意思決定を行っています。また、専用の情報システムを導入しており、効率的な審議を実現するとともに、意思決定の結果のみならず経過も含めて記録し、可視化しています。
 - ・経営会議では、社内規定に定めた経営案件について審議する体制としており、重要な経営方針、計画、業務執行等を審議しているほか、方針・予算の遂行状況等の報告を受け、評価し改善につなげています。
 - ・取締役会は、定期的に、業務遂行状況の報告を受けており、専用の情報システムによって、関係する取締役、執行役員及び従業員に対し、定期報告書等を共有しています。
- 5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・社是を含む経営理念はイントラネットサイト及び社内報への掲載、教育制度への組み込み等の施策により共有に努めています。また、社是の具現化に向けて制定された企業倫理規範・行動指針についても同様に周知徹底しています。
 - ・前述のとおり当社及び当社グループにおいて稟議制度を確立しています。また、当社は、子会社の一定の事項については助言または承認を行っています。
 - ・当社において各機能を主管する部門は、当社グループ全体における、業務の標準化、効率化及び適正化を図るために規定類の整備を進めるとともに、各業務の運用等について、適切に指導を行っています。
 - ・内部監査部門は、当社及び当社グループについて、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの重点項目の整備状況と運用状況について評価・モニタリングを行い、透明性と実効性の向上に努めています。また、業務プロセスレベルの内部統制評価を通じた提案も実施しています。
- 6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項、及び当該従業員の業務執行取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会の職務を補助する部門を設置し、相当数の専任の従業員を配置しています。
 - ・当該従業員は、常勤監査等委員から直接職務上の指示を受けており、また当該従業員の任命、異動、その他人事評価に関しては、業務執行取締役は監査等委員会と協議し、同意を得ています。
- 7) 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・経営会議等の議事録・資料、稟議書、定期報告書は、常勤監査等委員が適時閲覧できるようにしています。また、経営会議、CSR統括委員会、内部統制管理委員会、情報開示委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会等の各会議体においても、いつでも常勤監査等委員が出席できる体制となっており、その議事録、内部・外部機関の監査結果等は、常勤監査等委員にも配信・報告される体制となっています。その他、随時監査等委員会から要求される文書、情報等についても、個別に提出、報告が実施されています。

- 当社の業務執行取締役、執行役員及び従業員、または、当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は、当社グループの業務執行に関して、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、監査等委員会に対して報告できる体制が整備されており、報告した者に対して報告をしたことを理由として不利な取扱いはしていません。さらに、コンプライアンス違反の報告・相談窓口として、常勤監査等委員に直接報告や相談が可能な窓口を設置しています。
- 8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 前述のとおり常勤監査等委員が経営会議等の重要会議に出席できるよう対応しています。
 - 監査等委員会が策定した監査計画は、取締役会で報告し、取締役と共有しています。取締役は、監査等委員会の監査並びに弁護士、会計監査人からの意見聴取に関し積極的に協力しています。
 - 監査等委員の職務の執行に必要な費用については、必要な予算を確保し、実際に生じた費用等については当社が負担しています。
 - 監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に会合を持ち、十分な連携が実現しています。
 - 代表取締役は、定期的に監査等委員会との会合を持ち、監査等委員会の監査の状況及び結果を共有し、積極的な意見交換が行われています。

連結株主持分計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：株、百万円)

項 目	発行済普通 株式総数							非支配持分	資 本 合 計
		資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	その他の包括利益 (△損失)累計額	自己株式	株 主 資 本		
2022年3月31日現在残高	675,814,281	69,444	121,004	2,024,368	102,318	△53,538	2,263,596	316	2,263,912
自己株式の取得						△80,009	△80,009		△80,009
自己株式の処分			0			1	1		1
当期純利益				253,690			253,690	△295	253,395
現金配当額				△92,018			△92,018	△66	△92,084
その他の包括利益(△損失)					57,087		57,087	10	57,097
譲渡制限付株式報酬			115			52	167		167
非支配持分との資本取引及びその他			△3				△3		△3
2023年3月31日現在残高	675,814,281	69,444	121,116	2,186,040	159,405	△133,494	2,402,511	△35	2,402,476

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

1) 連結子会社数及び主要な会社名

86社 (株)福井村田製作所、(株)出雲村田製作所、(株)金沢村田製作所、
(株)富山村田製作所、(株)岡山村田製作所、(株)小諸村田製作所、
(株)東北村田製作所、
Murata Electronics North America, Inc.、Murata Company Limited、
Murata (China) Investment Co., Ltd.、Murata Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.、
Wuxi Murata Electronics Co., Ltd.、Shenzhen Murata Technology Co., Ltd.、
Murata Energy Device Wuxi Co., Ltd.、Foshan Murata Materials Co., Ltd.、
Murata Electronics Europe B.V.、Murata Electronics (Thailand), Ltd.、
Philippine Manufacturing Co.of Murata, Inc.、Murata Electronics Singapore(Pte.)Ltd.、
Resonant Inc.、他)

2) 非連結子会社の数

該当なし (うち持分法適用会社 該当なし)

3) 関連会社の数

1社 (うち持分法適用会社 1社)

2. 連結の範囲及び持分法の適用の異動状況

連結子会社 (除外) 2社

3. 重要な会計方針

1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下、米国会計原則）による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。但し、同条第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国会計原則により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準 主として総平均法による低価法

3) 有価証券の評価方法及び評価基準

「財務会計基準審議会（FASB）会計基準書（ASC）320（投資－負債証券）」、「ASC321（投資－持分証券）」及び「ASC825（金融商品）」を適用しております。

当社グループは、保有する負債証券を売却可能有価証券に分類して公正価値で評価し、関連する未実現評価損益を税効果考慮後で資本の部に独立表示、もしくは公正価値オプションを選択した投資については、その損益を純損益に計上しております。また、持分証券（持分法投資及び連結された投資を除く）を公正価値で測定し、その損益を純損益に計上しております。容易に決定できる公正価値がない市場性のない持分証券について、減損控除後の取得原価に同一発行体の同一又は類似する投資に関する秩序ある取引における観察可能な価格の変動を加減算する方法により測定しております。有価証券売却損益は移動平均法に基づいて算出しております。

4) 有形固定資産の減価償却方法 定額法

5) のれん及びその他の無形資産

当社グループは、「ASC 350 (のれん及びその他の無形資産)」を適用しております。同会計基準書に従い、のれんは償却を行わず、代わりに年1回及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損テストを行うこととしております。耐用年数の見積可能な無形資産については、その見積耐用年数に亘って償却されます。また、同会計基準書は、耐用年数を確定できない無形資産は償却を行わず、代わりに耐用年数が明らかになるまで減損テストを行うことを要求しております。

2017年1月に、FASBは、「FASB会計基準更新(ASU)2017-04 (のれん及び無形資産：のれんの減損に関する会計処理の簡素化)」を公表しました。この基準は、のれんの減損テストのステップ2、即ち、のれんの公正価値相当額を算出し、これをのれんの帳簿価額と比較する手続を削除するものです。代わりに、帳簿価額が報告単位の公正価値を超過する金額に関して、減損損失を認識することを要求しています。当社グループにおきましては2017年度より早期適用しており、将来に向かって適用しております。

6) 退職給付引当金

当社グループは、「ASC 715 (報酬－退職給付)」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務の見込額及び年金資産の公正価値に基づき計上しております。なお、確定退職後給付制度の積立超過又は積立不足の状態を連結貸借対照表で認識し、その他の包括利益(△損失)累計額で調整しております。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、予測給付債務と年金資産のいずれか多い額の1割を超える差異金額を5年による定額法により費用処理しております。

7) 収益の認識基準

当社グループは、「ASC 606 (顧客との契約から生じる収益)」を適用しております。当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、当社グループの事業別セグメント(コンポーネント、デバイス・モジュール及びその他)を構成する電子部品並びにその関連製品の販売を行っております。製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

(連結貸借対照表注記事項)

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

(有価証券及び投資有価証券)

売却可能有価証券に分類される負債証券の種類別の取得原価又は償却原価、未実現利益、未実現損失及び公正価値は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	取得原価又は償却原価	未実現利益	未実現損失	公正価値
民間債	14,012	2	72	13,942

売却可能有価証券に分類される負債証券の満期日別内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

期日	公正価値
1年以内	12,240
1年超5年以内	1,702
合計	13,942

売却可能有価証券に分類される負債証券の売却は行っておらず、実現利益及び実現損失はありません。

連結貸借対照表の投資に含めている持分証券に係る実現損益及び未実現損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
当期の損益合計	△2,144
持分証券の売却による当期の実現損益	10
持分証券の減損	△2,165
持分証券の未実現損益	11

当社グループは、容易に決定できる公正価値がない市場性のない持分証券について、減損控除後の取得原価に同一発行体の同一又は類似する投資に関する秩序ある取引における観察可能な価格の変動を加減算する方法により測定しております。当連結会計年度末におけるこれらの市場性のない持分証券の帳簿価額は2,369百万円であります。

(金融商品及びリスクの集中)

通常の業務の過程において、当社グループはさまざまな種類の金融資産及び負債を計上しております。

1. 資産及び負債

- 1) 現金及び預金、短期投資、売掛金、その他の固定資産に含まれる金融商品、買掛金、社債及び長期債務

これらの金融商品の公正価値は、連結貸借対照表計上額とほぼ等しくなっております。

- 2) 有価証券及び投資有価証券

公正価値は主として取引所時価もしくは類似条件の商品の直近の市場金利を使用した割引現在価値を用いております。有価証券及び投資有価証券の公正価値は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	公正価値
民間債	13,942
株式	26,294
合計	40,236

2. 金融派生商品

当社グループは外国為替相場の変動による市場リスクをヘッジする目的で先物為替予約を行っております。なお、トレーディング目的で保有している先物為替予約はありません。契約相手先は大規模な金融機関であるため、信用リスクはほとんど存在しておりません。また、契約相手先の債務不履行は予想されておりません。

当社グループは、先物為替予約の公正価値の変動を発生時に損益として計上しております。

先物為替予約の想定元本は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	想 定 元 本
先物為替予約契約	96,566

先物為替予約の公正価値は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	資 産		負 債	
	科 目	公 正 価 値	科 目	公 正 価 値
先物為替予約契約	前払費用及びその他の流動資産	803	未払費用及びその他の流動負債	1,264

3. 金融資産及び負債と金融派生商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当社グループは、「ASC 820（公正価値測定及び開示）」を適用しております。同会計基準書は、公正価値を測定するために使用するインプットを以下の3つのレベルに優先順位づけ、公正価値の階層を分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の公表価格。

レベル2：活発な市場における類似資産又は負債の公表価格。活発でない市場における同一又は類似の資産又は負債の公表価格。当該資産又は負債の公表価格以外の観察可能なインプット。

レベル3：当該資産又は負債の観察不能なインプット。

継続的に公正価値測定される金融資産及び負債と金融派生商品のレベル別の公正価値は次のとおりであります。

項目	公正価値による測定額			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	計 (百万円)
資産				
売却可能有価証券				
民間債	-	13,942	-	13,942
株式	19,597	-	6,697	26,294
金融派生商品				
先物為替予約	-	803	-	803
負債				
金融派生商品				
先物為替予約	-	1,264	-	1,264

売却可能有価証券

民間債は、活発でない市場における同一又は類似資産の公表価格を基にしたマーケット・アプローチにより公正価値測定しており、レベル2に分類しております。

株式

レベル1は、活発な市場の公表価格を基に公正価値を測定しております。

レベル3は、投資事業組合等の運用機関より提示される観察不能なインプットを基に公正価値を測定しております。

金融派生商品

先物為替予約は、観察可能な直物為替相場、金利等の市場データを基にしたマーケット・アプローチにより公正価値測定しており、レベル2に分類しております。

4. 信用リスクの集中

当社グループは、世界各地の電子機器メーカーに対して販売を行っております。

当社グループは、一般的に得意先に信用供与を行っており、その営業債権の回収可能性はエレクトロニクス市場の状況に影響を受けます。しかし、当社グループは信用供与を厳格に行っているため、過去に大きな損失を経験しておりません。

(収益認識に関する注記)

当社グループの事業別セグメントは、当社グループの事業戦略に即して区分されており、「コンポーネント」、「デバイス・モジュール」及び「その他」の3つの事業別セグメントに分類しております。当社グループは、顧客との契約から生じる収益を顧客との契約に基づき、コンポーネント事業をコンデンサ、インダクタ・EMIフィルタに、デバイス・モジュール事業を高周波・通信、エネルギー・パワー、機能デバイスに区分して分解しております。

これらの分解した収益とセグメント売上高との関連は、以下のとおりであります。

		金額 (百万円)
	コンデンサ	738,841
	インダクタ・EMIフィルタ	175,324
コンポーネント		914,165
	高周波・通信	453,646
	エネルギー・パワー	214,556
	機能デバイス	92,778
デバイス・モジュール		760,980
その他		11,651
計		1,686,796

当社グループは、当社グループの事業別セグメント（コンポーネント、デバイス・モジュール及びその他）を構成する電子部品並びにその関連製品の販売を行っております。製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

顧客との契約から生じた負債は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度期首 (2022年4月1日)	当連結会計年度末 (2023年3月31日)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)
契約負債	4,716	2,604

契約負債は、主に支配が顧客に移転する前に顧客から受領した対価に関する残高であります。契約負債は、連結貸借対照表の未払費用及びその他の流動負債に含まれております。当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度の期首の契約負債残高に含まれていたものは4,916百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、「ASC 606（顧客との契約から生じる収益）」の規定に基づき免除規定を適用しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり株主資本	3,815円18銭
2. 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	401円33銭

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		土 地 圧 縮 積 立 金	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	特 定 株 式 取 得 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2022年4月1日残高	69,444	107,733	19,017	126,751	7,899	13	49	130	162,707	411,026	581,828	△53,537	724,486
当期中の変動額													
譲渡制限付株式報酬			120	120								51	171
剰余金の配当										△92,017	△92,017		△92,017
当期純利益										148,193	148,193		148,193
自己株式の取得												△80,008	△80,008
自己株式の処分			0	0								0	1
買換資産圧縮積立金の積立							717			△717	-		-
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）													
当期中の変動額合計	-	-	121	121	-	-	717	-	-	55,458	56,176	△79,956	△23,659
2023年3月31日残高	69,444	107,733	19,138	126,872	7,899	13	767	130	162,707	466,485	638,004	△133,494	700,826

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2022年4月1日残高	6,480	6,480	730,966
当期中の変動額			
譲渡制限付株式報酬			171
剰余金の配当			△92,017
当期純利益			148,193
自己株式の取得			△80,008
自己株式の処分			1
買換資産圧縮積立金の積立			-
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	458	458	458
当期中の変動額合計	458	458	△23,201
2023年3月31日残高	6,938	6,938	707,765

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法
--------	-----

3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品	移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
製品、仕掛品	総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
原材料及び貯蔵品	総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

定額法	
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。	
建物	10～50年
機械及び装置	4～17年

2) 無形固定資産

定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (3～5年) に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、コンポーネント（コンデンサ、インダクタ、EMI除去フィルタなど）、デバイス・モジュール（高周波モジュール、表面波フィルタ、リチウムイオン二次電池、センサなど）の電子部品並びに関連する商品及び製品の販売を行っております。商品及び製品の販売については、商品及び製品の引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、国内の販売においては、出荷から引渡までが通常の期間内であるため、顧客が指定した国内の納品場所へ出荷した時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当期の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

国庫補助金等によって取得した資産について、その取得原価から控除した国庫補助金等の金額の重要性が増したため、当期より企業会計原則注解 注24(2)に従い、貸借対照表に関する注記において、圧縮記帳に関する注記を追加しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	229,146 百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	317,888 百万円
関係会社に対する長期金銭債権	57,088 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	407,940 百万円
関係会社に対する長期金銭債務	800 百万円
3. 保証債務	27 百万円

被保証者	保証金額(百万円)	被保証債務の内容
pSemi Corporation	27	仕入債務
合計	27	-

4. 圧縮記帳

1) 当期における国庫補助金等の受け入れによる圧縮記帳額

建物	3,838 百万円
土地	1,500 百万円

2) 国庫補助金等により取得した固定資産から直接減額している当期圧縮記帳累計額

建物	4,753 百万円
構築物	28 百万円
機械及び装置	263 百万円
車両運搬具	0 百万円
工具、器具及び備品	23 百万円
土地	1,786 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高	900,626 百万円
仕入高	703,317 百万円

営業取引以外の取引高

受取利息	370 百万円
受取配当金	115,325 百万円
資産譲渡高	1,285 百万円
支払利息	2,264 百万円
資産購入高	41,542 百万円

2. 研究開発費

107,546 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当期末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 675,814,281 株
2. 当期末における自己株式の種類及び数
普通株式 46,090,727 株

3. 配当に関する事項

1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	44,788	70	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年10月31日 取締役会	普通株式	47,229	75	2022年9月30日	2022年11月28日

2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2023年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項について次のとおり提案を予定しております。

- ① 配当金の総額 47,229 百万円
- ② 1株当たり配当額 75 円
- ③ 基準日 2023年3月31日
- ④ 効力発生日 2023年6月30日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	未払賞与	2,988	百万円
	棚卸資産	4,697	百万円
	未払費用	749	百万円
	未払金	5	百万円
	退職給付引当金	8,466	百万円
	関係会社株式	5,014	百万円
	有形・無形固定資産	1,988	百万円
	繰越税額控除	282	百万円
	投資有価証券	661	百万円
	その他	3,462	百万円
繰延税金資産	小計	28,316	百万円
	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,590	百万円
繰延税金資産	合計	21,725	百万円
繰延税金負債との相殺		△3,486	百万円
繰延税金資産の純額		18,239	百万円
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	2,964	百万円
	未収還付事業税	129	百万円
	その他	392	百万円
繰延税金負債	合計	3,486	百万円
繰延税金資産との相殺		△3,486	百万円
繰延税金負債の純額		—	百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異

法定実効税率	30.5	%
(調整) 受取配当金の益金不算入額	△23.1	%
研究開発税制等に係る税額控除	△8.1	%
その他	△0.4	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.1	%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当期から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	株式会社福井村田製作所	所有 直接100%	当社製品の製造	商品等の仕入 (注1)	128,194	買掛金	9,597
				資金の借入 利息の支払 (注2)	24,300 6	短期借入金	13,722
子会社	株式会社出雲村田製作所	所有 直接100%	当社製品の製造	商品等の仕入 (注1)	203,042	買掛金	15,300
				資金の借入 利息の支払 (注2)	69,007 21	短期借入金	80,940
子会社	株式会社金沢村田製作所	所有 直接100%	当社製品の製造	資金の借入 利息の支払 (注2)	31,947 8	短期借入金	29,996
子会社	株式会社岡山村田製作所	所有 直接100%	当社製品の製造	資金の借入 利息の支払 (注2)	16,179 4	短期借入金	16,396
子会社	株式会社鯖江村田製作所	所有 直接100%	当社製品の製造	資金の借入 利息の支払 (注2)	15,198 0	短期借入金	18,221
子会社	株式会社小諸村田製作所	所有 直接100%	当社製品の製造	資金の借入 利息の支払 (注2)	13,986 1	短期借入金	8,477
子会社	株式会社東北村田製作所	所有 直接100%	当社製品の製造	資金の貸付 利息の受取 (注2)	20,512 98	1年以内回収 長期貸付金 その他流動資産 長期貸付金	33,350
子会社	Murata Company Limited	所有 直接100%	当社及び子会社の製品の販売	商製品等の 売上 (注1)	239,416	売掛金	42,804
				資金の借入 利息の支払 (注2)	79,783 1,626	短期借入金	78,055
子会社	Murata Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.	所有 間接100%	当社及び子会社の製品の販売	商製品等の 売上 (注1)	192,355	売掛金	63,211
子会社	Murata Electronics Europe B.V.	所有 直接100%	当社及び子会社の製品の販売 役員の兼務	資金の借入 利息の支払 (注2)	29,353 590	短期借入金	40,115
子会社	Philippine Manufacturing Co. of Murata, Inc.	所有 直接100%	当社製品の製造	資金の貸付 利息の受取 (注2)	49,541 125	1年以内回収 長期貸付金 長期貸付金	53,810

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 資金の借入及び貸付については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引を含んでおり、市場金利を勘案して決定しております。

国内グループ会社の資金運用管理事業を当社に集約していることから、各社からの借入又は各社への貸付が発生しております。

なお、取引金額は当期の平均借入・貸付残高を記載しております。

2. 役員及び主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所 有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員 及び その 近親者	村田恒夫	被所有 直接0.7%	当社代表取締役 会長	理事長を務める 公益財団法人村田学術 振興財団との取引 (注)	100	—	—

(注) 第三者のための金銭の寄付になります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,123円93銭
1 株当たり当期純利益	234円27銭